

広情個審第8号

平成29年5月31日

広島市教育委員会 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 大久保 隆志

公文書存否応答拒否決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成27年7月16日付け広市教学教第37号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第107号関係）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成27年7月16日付け広市教学教第37号の諮問事案（諮問第107号事案）

平成27年6月19日付けの公文書開示請求に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が同月26日付け広市教学教第27号で行った存否応答拒否決定に対する同月30日付け異議申立て

1 審査会の結論

実施機関が、上記公文書開示請求（以下「本件開示請求」といい、本件開示請求の対象とした文書を「本件請求対象文書」という。）に対し、その存否の情報（以下「本件存否情報」という。）を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は妥当である。

2 異議申立ての内容

異議申立人（以下「申立人」という。）の異議申立書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、異議申立人が行った本件開示請求について、請求する情報の存在を明らかにし、存在するのであれば、開示するよう求めているものである。

(2) 異議申立ての理由

ア 本件は瀬川照幸校長の業務・職務遂行に関する処分関係文書の開示請求であり、広島市個人情報保護条例第11条第2号エに該当している。

よって、条例第7条第1号に規定する不開示情報ではない。

イ 不開示情報に該当するという理由ならば、当該情報の存在は認めているのであるから、不開示決定すべきであり、存否応答拒否する理由がない。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書の主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 本件開示請求は、特定の教職員の処分関係文書を対象としている。
特定の教職員の処分の有無に係る情報は、条例第7条第1号に規定する不開示情報（個人に関する情報）に該当する。
本件請求対象文書が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することになるから、開示請求に応じることができない。
- (2) 異議申立人は、本件開示請求に係る情報は、広島市個人情報保護条例第11条第2号エに該当するため不開示情報ではない旨主張しているが、本件開示請求に係る情報は、特定の教職員の処分の有無に係る情報であり、当該教職員の職務の遂行に係る情報ではない不開示情報に該当する。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例第7条第1号該当性について

ア 条例第7条第1号の定めについて

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を不開示情報として規定している。

「個人に関する情報」（以下「個人情報」という。）とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等の全ての情報を意味しているものと解され、特定の職員に関する懲戒処分等の情報は、実際に行われた処分の内容のほか、処分の要否が検討されたか否かという情報も含め、特定の職員個人に関する事実、評価等に関する情報であることから、個人情報に該当する。

また、同号ただし書において、「ア 法令（条例を含む。）の規定により、何人でも閲覧することができる」とされている情報、「イ 公にすることについて、本人が同意していると認められる情報」、「ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「エ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しな

ければならない旨規定している。

イ 本件不開示部分の条例第7条第1号該当性について

本件開示請求において、申立人は、特定の職員の懲戒処分関係書類の開示を求めていることから、本件請求対象文書は、特定の職員に関する懲戒処分等に関係する一切の公文書ということになる。そうすると、本件存否情報を明らかにすることは、実際に行われた処分の内容のほか、処分の要否が検討されたか否かという情報も含め、その特定の職員に関する懲戒処分等の情報（以下「本件情報」ともいう。）を明らかにすることになる。そして、本件情報は、氏名により特定されているから、「特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

したがって、本件存否情報を明らかにすることにより明らかとなる本件情報は、条例第7条第1号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討すると、本件情報、すなわち、特定の職員に関する懲戒処分等の情報は、当該職員の人事管理情報であり、職務を遂行する場合の当該活動と直接の関連を有する情報ではないというべきであるから、本件職員の「職務の遂行に係る情報」ということはできない。したがって、本件情報は同号ただし書エには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ア、イ及びウのいずれにも該当しないものと認められる。

以上によれば、本件情報は、条例第7条第1号の不開示情報に該当するところ、本件請求対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報である本件情報を開示することになるから、条例第10条により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否することができるということが出来る。

(3) 条例第9条該当性について

条例第9条は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、実施機関の裁量により当該公文書を開示することができる」と定めている。ところで、職員が非違行為を行った場合、実施機関は、その重大性等に応じ地方公務員法第29条に定める懲戒処分（戒告、減給、停職、免職）や懲戒処分以外の措置（文書嚴重注意等）を行っている。このうち、懲戒処分を行った場合には、被処分者の所属局、職位、年齢、処分内容、処分理由及び処分年月日を公表しているが、条例第9条を踏まえ、氏名を公表するのは、原則として、特に重く責任を問う懲戒免職処分を行った場合に限定している。本件についてこれを見ると、実施機関が、申立人の主張する職員の非違行為に関して、条例第9条を適用して開示しなかったことが、裁量の範囲を逸脱したものと認めることはできない。

(4) まとめ

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
27. 7. 16	広市教学教第37号の諮問を受理（諮問第107号で受理）
29. 2. 10 (第1回審査会)	第1部会で審議
29. 3. 2 (第2回審査会)	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大久保 隆 志 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦	広島大学大学院法務研究科教授
佐田尾 信 作	中国新聞社論説主幹
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授